

省
令

○法務省令第三号

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第

二十条第二項及び商業登記法(昭和三十八年法律

第一百一十五号)第二条(他の法令の規定において

準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及

び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記

事務委任規則の一部を改正する省令を次のように

定める。

平成二十四年一月二十七日

法務大臣 小川 敏夫

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設

置規則及び登記事務委任規則の一部を改正

する省令

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一

部を次のように改正する。

別表千葉地方法務局の部同地方法務局の款同

地方法務局の項中「千葉市内の

区 美浜区」を「千葉市」に改め、同款千葉東

出張所の項を削る。

別表甲府地方法務局の部同地方法務局の款同

地方法務局の項中「南アルプス市

甲斐市 笛吹市」を「山梨市

甲斐市 笛吹市

に改め、同款山梨出張所の項を削る。

第三条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「千葉東出張所」を削る。

第七条の二 甲府地方法務局大月支局の管轄に

属する商業登記の事務(商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。)は、甲府地方法務局で取り扱わせる。

第十三条第一項中「西宮支局」の下に「洲本支局、伊丹支局」を加える。
第三十三条第一項中「川内支局」の下に「鹿屋支局」を加え、「出水出張所」の下に「曾於出張所」を加える。

附 則

この省令は、平成二十四年一月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

○厚生労働省令第九号

労働安全衛生法昭和四十七年法律第五十七号)を実施するため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十七日

厚生労働大臣 小島山洋子

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の十一・第二十四条の十二」を「第二十四条の十一・第二十四条の十六」に改める。

第一編第一章の四中第一二十四条の十二の次に次の四条を加える。

(機械に関する危険性等の通知)

第十四条の十三 労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるおそ

れのある機械(以下単に「機械」という。)を譲渡し、又は貸与する者(次項において「機械譲渡者等」という。)は、文書の交付等により当該

機械に関する次に掲げる事項を、当該機械の譲

渡又は貸与を受ける相手方の事業者(次項にお

いて「相手方事業者」という。)に通知するよう

努めなければならない。

第一次に掲げる事項

イ 名称

ロ 成分

ハ 人体に及ぼす作用

ニ 耐久性及び反応性

ホ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

ト 安定性及び反応性

ヘ 注意喚起語

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

二 第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

十二 特定危険有害化物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

第十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等の譲渡又

は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有

効な実施を図ることを目的として危険有害化

物質等又は特定危険有害化物質等を譲渡し、又は通知を促進するため必要な指針を公表する

ことができる。

二 機械のうち、労働者に危険を及ぼし、又は労働者の健康障害をその使用により生ずるお

そな事項

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考と

なる事項

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号